

29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情

受理年月日 平成29年5月24日

陳情者 東大和市上北台3-355-4
東大和9条の会
代表呼びかけ人 荒瀬 牧彦
東大和市蔵敷3-691-2 芝中住宅口2-501
東大和9条の会
事務局長 鳥谷 靖

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

現在国会で審議中の「組織的犯罪処罰法改正案」（テロ等準備罪いわゆる「共謀罪法案」）の創設に市議会として反対の立場で、国に意見書を提出されるよう求めます。

陳情理由

- 1 国会で審議中のテロ等準備罪いわゆる「共謀罪法案」はテロとは全く関係なく、捜査当局の判断で市民の内心を日常ふだんに監視する社会を招来するもので国民の半数以上が反対しています。
- 2 私たちは、戦時中、治安維持法によって思想や言論を弾圧し、多くの国民の自由な諸活動を制限した中で、侵略戦争に踏み切り、世界と日本の人々に塗炭の苦しみを与えた歴史を知っています。こうした歴史を想起するとき、「平成の治安維持法」と言われる「共謀罪」の創設は、断じて認めるわけにはいきません。
- 3 「国際犯罪防止条約」はテロ対策としてつくられたものではなく、批准国に国内法整備を義務づけておらず、「東京オリンピック・パラリンピックが開催できない」とする立法根拠が崩れており、「テロ等」とすることで国民を欺くもので、許せません。
- 4 犯罪の実行を伴わない、相談や言論などを「準備行為」と判断して取り締まる「共謀罪」の創設によって、思想及び良心の自由（日本国憲法第19条）が侵されます。また、対象とする「組織的犯罪集団」の定義が曖昧で、警察等の捜査機関による恣

意的な決めつけが行われることで、集会・結社及び表現の自由（同第21条）など、国民の民主的権利が阻害される、百害あって一利のない法律であり、認められません。